

主月税連

日税連役員との懇談会報告

・ちば大会のご案内

- 127
- 128
- 129
- 130
- 131
- 132
- 133
- 134
- 135
- 136
- 137
- 138
- 139
- 140
- 141

July.15.2004 No.

138

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

No.138 JULY.15.2004

Contents

会長退任にあたって

会長 高谷 真 3～5

国会陳情／渡辺喜美衆議院議員と懇談

5～6

日税連役員との懇談会

2月2日開催 6～8



渡辺議員のお説拝聴



懇談会／森日税連会長



懇談会を終えて懇親会

日経新聞への意見広告についてのご報告

法対策部 8

日税連役員との懇談会(6/28)と「会計参与」制度研究

商法等対策委員長

森 敏行 9～11

電子申告実態報告

電子申告対策委員長

片山 泰宏

12

全国青税連ちば大会のご案内

実行委員長

増田勝彦 13～15

小笠原サポートグループに参加して／あとがき

16

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>

会長退任にあたって

青税の主張を日経に掲載した活動など…

会長 高谷 真

昨年の第36回横濱大会の定時総会におきまして、全国青年税理士連盟の会長を仰せつかり、早いもので、任期満了の時期となりました。この一年を振り返ってみたいと思います。

当初、私は事業計画の一番目の項目として国税通則法の改正を掲げましたが、平成15年5月の公認会計士法改正に伴い予想される問題について、税理士法第3条1項4号の改正が喫緊の課題であるとして、税理士法改正運動を中心に運動をして参りました。会員の皆様方もご存知のとおり、今期におけるこの運動の最後として、5月20日に日本経済新聞に意見広告を出しました。理事会において慎重に審議し、国民（納税者）に対して税理士と公認会計士の「使命」と「業務」の違いのみを簡潔明瞭に訴えました。その為か、会員諸兄におかれましては、個々人の思惑もあると思いますが、インパクトに少し欠けたものを受けとめられたのではないのでしょうか。

私ども、もっと大きな反響を期待したのですが、全青事務局には掲載日に電話が5本程度あり、それも税理士紹介依頼、次回の広告依頼と制度問題を捉えたものではありませんでした。全青HPの掲示板におきましても各々の立場から一人ずつの意見を頂いたといったところ

です。私自身への名指しの連絡もありませんでした。結果としては、現時点において大きな波にはなりませんでしたが、資格取得制度問題の第一波と考えていただきたいと思います。この広告を今後の国会議員との懇談会等、我々の主張紙面として大いに活用していただきたいと思っております。



また、全国青税会員から多くの賛同を得たことに私自身、望外の喜びと同時に力強い支援を感じた次第であります。正論は正論として、主張することに青年税理士連盟の存在意義があり、先輩諸兄から頂いたご厚意は、青税はまさに税理士会の良心との感銘を受けたものであります。改めまして厚く御礼申し上げます。

意見集約、統一への難しさは今回、改めて強く感じました。「自動資格付与制度の不合理的問題はと思うが、現状が国民にとって不利益を及ぼしているの

か」「これだけではないでしょう。OB・学院・弁護士もある。そして現行の税理士試験問題科目とその内容。なのに何故、会計士だけなのか」「お金を掛けるより国民への役務提供（たとえば税務相談や租税教育）を通しての税理士の存在をアピールの方が大切」等々の意見がありました。全て正しいと思いますが、だからといって、今回の改正に目をつぶることはできませんでした。これまでの難問山積の原因は、過去のトータルでの解決を見い出せないが為の先送りであったのであります。世情での年金制度問題とよく似たものに思います。制度が巨大、複雑化して修復不可能なのであります。議案書にも書きましたが、野球の投手にたとえて、私が先発で、中継ぎ、押さえと次期以降にこの問題を3年のテーマとして運動展開していった欲しいと思います。

話は変わり、業界に大きく影響する「会社法の現代化」に関しての問題が急遽、浮かびあがりました。5月31日に日刊工業新聞に掲載され、我々一般会員が初めて知った「会計参与」制度であります。7月中旬に要綱案が提出され、平成17年の通常国会に上程されるとの情報により、全青税は急遽、6月5日の名古屋拡大法対策部会でこの問題を取りあげ、また、6月13日



日税連役員との懇談会で（2004年2月2日）

に全青事務局にて緊急対策部会を開催、そして6月28日には日本税理士会連合会（以下、「日税連」という）執行部との懇談会を開催いたしました。

日税連との懇談内容について若干のご報告をいたしたいと思っております。

まずは、日税連会長挨拶において20分にわたる経緯説明がありました。

以下、会長挨拶要旨。

- 日税連商法対策特別委員会は、17年前に計算書類の適性担保を税理士が担う為に設置された機関であり、以降、この問題のみを取り扱ってきた。
- 平成16年5月11日に法務省より、唐突に会計参与制度を知らされた。
- 商法に記載されるには
 - ①全会員が参画する制度でなければならない
 - ②現在の業務の延長線上にしなければならない
 - ③一般社会慣行された業務でなければならない、税理士は税法・通達に縛られた業務であり特殊な為、無理があるとの商法学者の意見があ

る。

●法務省からの提示

会計参与制度の提案に対し、「受けるか、受けないか」二者択一を迫られるものであり、日税連としても委員会を設置し、各単位会に意見照会して、各会員への意見募集との手続きを踏む事は理想ではあるが、2、3年かかる。この機会を逃せば、商法改正において税理士が適正な計算書類に何らかの形で会計専門家としての職能を生かし、企業に関わることの検討は50年先となる。これでは駄目との会長判断により、賛同した。

●9月頃より各単位会を回り説明する。

その後、全青税から二、三項目にしばった質議、日税連の回答という形式をとりました。以下、日税連執行部答弁をランダムに箇条書き致します。

- 計算書類の適性担保制度のスキームから会計参与の急転直下
- 内と外との違いはあるが、社会の要請により、計算書類の適正性に対する信頼を高めることにおいて基本的に変わる

ものではない。従来業務の延長線上でもある。

- 高度な計算書類作成（責任ある仕事）に向け、高い目標を掲げた税理士の参入の必要性がある（社会要請）
- 今後の問題点検討事項

内部機関ではあるが、如何に独立性を獲得するか要検討。
- 取締役と会計参与との対立が生じた場合の問題。
- 共同しての計算書類作成とは自己作成ではなく、指導的立場も考える。
- 斟酌すべき新たな会計基準の策定。（公的第三者機関の設立の検討）

日税連においては、監査は公認会計士、税務は税理士、会計は税理士と公認会計士の両者、との新たな棲み分け（枠組み）を考えているようであります。

全青では、統一意見ではなしに新制度の問題点、税理士法第一条の独立した公正な立場との整合性や責任問題について検討をしてきたところであります。日税連の今後の検討を要する事項との回答には、誠に残念ながら半ばうまくかわされたような

気が致します。

大事なことに、我々の職業法規である税理士法そのものの改正でなければ、我々の業務に非常に影響する商法明記であっても、日税連が決定（正副会長会・常務理事会を経ておられるようではありますが、会長一人がその場で決定）できてしまうことに大きな税理士会（日本税理士会連合会）の機構問題を感じました。

日税連の6万7千人の税理士全会員の協調、負け戦はしない、新分野に果敢に攻める等の立場は、ある意味、理解はできますが、日税連は税理士の職能を過大評価せず（万能足り得ない）、この制度が変節することのなきよう税理士のあるべき姿を考えて欲しいと望むものであります。そして全青はあくまでも健

全な在野精神でもって正論を掲げ、今後とも運動していった欲しいと思います。

最後に全国青年税理士連盟の会長という要職から私は非常に多くのことを学び、かつ、多くのかけがえのない財産を得ました。月並みではありますが、多くの人にふれ合う事ができたことでもあります。11月にお会いした金沢の個人会員の皆様、組織拡大の為に5月に訪問した長崎の青志会の皆様、本当に暖かく迎えていただきました。理事会において会長の意見はこういうことを言っているのではないかと解説いただいた理事の皆様、各地方に赴いた時、優しく接して下さった各单位青税の皆様、本当にありがとうございました。

人は本質的には性善説であると思われまふ。邪推や邪念があ

らぬ対立感情を生み、本質論の議論ができなくなり一生不幸な人生を送ることになると思われまふ。

一年間の反省を込め、理想・信念を悔い改め、留任（再出発）させて下さいとは、甚だあつかましく申し上げられません。次期執行部にエールをお送りしたいと思います。

「リーダーは理想を掲げ大きな旗を振ることが使命です。」

現執行部の皆様、理事の皆様、全国青年税理士連盟の全会員の皆様、近畿青年税理士連盟の皆様、京都支部の皆様、この一年間ご支援ご協力賜り、本当にありがとうございました。今後とも、相変わらぬご理解のもと税理士制度発展のため全国青税をよろしく願い申し上げます。

国会陳情

「税理士法第3条1項4号（公認会計士への資格付与）の廃止」

「土地等の譲渡損失の損益通算不適用とする改正案に反対」で陳情

2004年2月2日、衆議院・参議院会館において、標記のテーマにつき午前10時より約1時間、関係国会議員（あるいはその秘書）に陳情を行った。今回は、税理士法担当と税制改正担当の二手に分かれてそれぞれ全国青税としての主張をアピールした。税理士法の公認会計士への資格付与については、①国民の納税義務の適正な実現を図るには、税理士としての資質の検証を受けるべきであること、②税理士と公認会計士の職業的使命が明確に違うこと、③両試験

の趣旨が全く異なるものであることなどの点から廃止を要望。

また、平成16年度税制改正における、土地等の譲渡損失の損益通算不適用についても、主に、納税者の担税力を考慮していないこと、法律改正案の公表時期と適用時期（不利益改正の遡及適用）の問題などの点から、改正案に反対の要望をした。アポイントメントなしであったため、直接議員

に陳情できる機会は少なかったが、今回は国会議員宛に要望書を事前送付したことで二段階の要望となり、陳情は予定通りに終了した。



渡辺喜美衆議院議員との懇談会

～皆さんの声を政治に反映させるためには、
根気よく訴えつづけること～



国会陳情に引き続き、衆議院会館において渡辺喜美衆議院議員と今回の陳情内容について懇談を行った。高谷会長の挨拶に始まり、全国青税側からの質議に回答していただく形式で進行した。税理士法の公認会計士への資格付与問題について、結論的には「税理士会の最重要課題として取組まなければ難しいで

あろう、したがって、皆さんが税理士会に積極的に取組んでもらえるよう働きかけることが大切である」と述べられた。土地等の譲渡損失の損益通算不適用については、議員自身にも唐突な改正案であったということである。しかし、例年、年末に行われる各業界から各省庁に対する要望のなかに、この改正案に



対する反対意見がなかったようである。かくして、1月16日の閣議決定に至ってしまったわけであるが、今となっては、与党に反対要望することはできないので、野党に要望するしかない、ということであった。その後、税制や経済の状況について国会議員らしい熱弁が続き、最後に我々全国青税に対し、「皆さんの声を政治に反映させようと思うなら、しつこく、しつこく、言い続けることだ。要望書を一回出したぐらいでは効果はない」と力強いエールを送られた。懇談会は1時間程で終了した。

(広報部)

日税連役員との懇談会



高谷会長

場 所／日本税理士会館

出席者／日本税理士会連合会
森会長 他5名

／全国青年税理士連盟
高谷会長 他16名



森日税連会長

2004年2月2日午後3時より、全国青年税理士連盟の申し入れによる日本税理士会連合会

(以下、「日税連」という) 執行部との懇談会が開催された。

森日税連会長、高谷全国青税

会長の挨拶の後、出席者の紹介があり、下記の3項目につき、懇談を行った。以下、要旨抜粋。



1. 税理士法第3条1項4号 (公認会計士への資格付与) について

新堂全青法対策部長：税理士法第3条1項4号の廃止に向けて税理士会が積極的に運動して欲しい。

宮口日税連専務理事：現段階では、弁護士は税理士登録できて、公認会計士は税理士登録できないという理屈づけができていない。税務と監査の乗り入れの問題など税理士会の中でコン

センサスができていない。積極的に取り組むには中小会社会計基準が浸透してから商法とからめて検討していきたい。

坂田日税連専務理事：弁護士、公認会計士だけをターゲットにして法改正を求めることは、規制改革の流れからして国民的理解が得られないのではないかと。むしろ、本来あるべき資格取得のあり方ということから、現在の試験制度でよいのかを検討すべきと思う。

など、業際、資格問題について1時間ほど活発な意見交換が行われた。



宮口日税連専務理事



坂田日税連専務理事

2. 会社法改正について

森全青商法対策委員長：日税連の考える「小会社における計算書類の適正担保制度」とは税理士が関与先に対して行うものなのか？

宮口日税連専務理事：税理士が関与先の計算書類の適正性を公的に担保できるものであればよい。

森日税連会長：税理士は会計の専門家としての分野も確保していないと将来の業界の安定も寂しいことになるのではないかと。

など商法改正に向けて業界の

進むべき方向性について50分程度の意見交換が行われた。

3. 土地、建物譲渡損失の損益 通算不適用（平成16年度税 制改正案）について

村田近畿青税代表代理：不利益改正の遡及適用で問題があると思うが、税理士会としてはどういう対応をとったか？

宮口日税連専務理事：早急に対応した。財務省は所得税の納税義務の成立は12月31日現在であるから4月1日適用は遡及で



新堂全青法対部長



森全青商対委員長

はないと答弁した。

また、税率引き下げと損益通算不適用はパッケージである旨説明していた。

税理士会としては、この件については会長一任とし、会長は遺憾の意を示し、高度な政治的判断により反対運動は行わないこととした。

10分程度の質議のうち本日の懇談会を閉会した。
(広報部)



懇談会を終え
和やかな懇親会

法対策部より

日本経済新聞への意見広告についてのご報告

法対策部長 新堂慶子

全国青年税理士連盟会員の皆様におかれましては、益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。平素は、全国青年税理士連盟の活動に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年の2月と4月の2回にわたりまして全国青税会員の皆様に「日本経済新聞への意見広告についての資金援助のお願い」をさせて頂きましたところ、432人（4青税含む）の皆様より、6,635,000円のご厚志を賜り、5月20日、意見広告を掲載することができました。紙面

をお借りしまして、「税理士法第3条1項4号廃止」運動への深いご理解とご協力に対しまして、衷心より厚くお礼申し上げます。

意見広告の内容につきましては、税理士と公認会計士の「使命」と「業務」の違いとともに、「税理士法第3条1項4号廃止」を求める意見を掲載しております。いろいろなご意見・ご感想をいただきましたが、私たちは細かな内容の問題ではなく、このような運動をすること自体に意義があると考えています。意

見広告を出すことが最終目的ではなく、それはあくまでも運動の一環と捉えており、その後、日税連へ懇談を申し入れ、再度、法改正に向けての要望を行っております。

全国青年税理士連盟では、今後とも、国民のための税理士制度の確立のための活動を行っていく所存でございます。より一層のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、2年間、法対策部長を務めさせていただき、本当にありがとうございました。各委員長に恵まれ、充実した時間と貴重な経験をさせていただきました。会員の皆様のご支援ご協力に心から感謝申し上げます。

日本経済新聞2004年5月20日号に掲載された意見広告

税理士と会計士は違います。

税理士と公認会計士は、それぞれ独自の使命を持ち、まったく異なる業務を行う専門家です。本来、どちらも国家試験に合格することが資格取得の原則となっていますが、現在は公認会計士に無試験で税理士資格を付与する制度となっています。あおぞら(全国青年税理士連盟)は、この資格付与制度の改革を求めています。

■税理士の使命

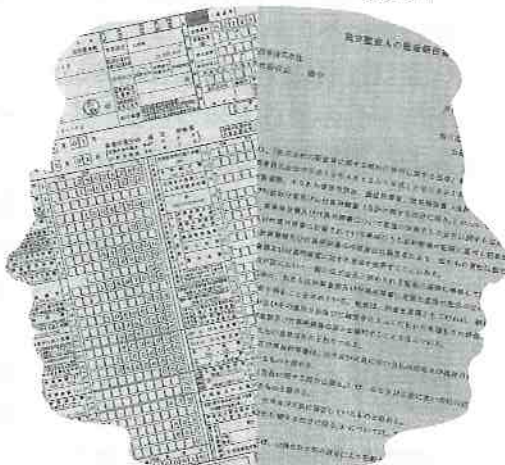
税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に基づき、納税義務者の信頼にこたえ、税務に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

■税理士の業務

税理士は、他人の求めに応じ、税務に関し、次に掲げる業務を行うことを業とする。

- 1. 税務代理
- 2. 税務書類の作成
- 3. 税務相談

全国青年税理士連盟 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
<http://www.aozora.jp/>



■公認会計士の使命

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

■公認会計士の業務

公認会計士は、他人の求めに応じ監査を併せて、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

意見広告

日税連役員との懇談会と 「会計参与」制度検討



商法等対策委員長 森 敏行

急転直下と言うべきか、先頃法務省より提案された会計参与（仮称）制度には驚いた。この制度は、「会社法制の現代化に関する要綱試案」にかかる意見募集を受けて日税連が発表した「小会社における計算書類の適正担保制度のスキーム」や、パブリックコメントの中には見られなかった全く新しい機関、それも会社内部の機関にかかる資格を税理士に与えようとしているものであるから、これまでのいわゆる適正証明制度で想定される機関とは全然違うものと言える。この懇談会は高谷会長が急遽日税連に申し入れた結果実現したものであるが、事前に2回の法対策部会を開催し、そこで出された意見の中からいくつかの項目を準備し、6月28日に臨んだものである。

全青がまず問題としているところは、日税連の賛意表明までの経緯である。時間的な制約があるとは言え、法務省の提案（5月11日）から日税連の表明（6月2日）までの間に、どれだけの検討がされたのか、外部機関と内部機関という大きな違いがあるにも拘わらず、小会社にかかる会計監査人の任意設置反対の意見を撤回し、会計参与に賛成するに至った経緯が不明だ、というものである。日税連

森会長他執行部からは、やはり“時間的な問題”とか、“法務省の権威（一方的）”であるとか、“スキームと会計参与とでは計算書類を担保するという意味で両者に差はない”、といった話は聞かれるが、何か明解さに欠けるような気がしてならない。7月20日あたりに要綱案が出されるという話がある。一般の税理士にまで情報が届かないまま、事が進んで行くのは日税連の機構の問題という議論もあるが、案から立法までに検討の時間を与えない法務省の方法にも問題があるように思えてならない。

懇談会は総論的な内容を主に進んでいくが、各論の部分については詳細が不明であるため、要綱案たたき台の現段階ではあまり話題にならないのも無理のないことかもしれない。

紙面にも限りがあり、文章で書くのも難しいので、日税連からの回答の中で私が気づいたポイントを、並べさせていただくこととする。

- ・法務省の権威、時間的な制約
- ・適正担保も会計参与もその目的に大きな差はない。
- ・税理士業務の延長線上にある制度を構築したい。
- ・税理士法第1条を変えるつもりはない。

- ・「取締役・執行役と共同して計算書類を作成し…」とは、「一緒に」の意味ではない。…常勤ではないから、アドバイザー的な役割になるのでは。
- ・会社内部の機関でありながら、外部的なスタンスを図りたい。
- ・監査役の形骸化を防止する目的がある。
- ・中小会社会計基準の普及に努める。これを会計慣行にする。
- ・作成基準の信頼性を得るための公益法人等（第三者機関）の設置が必要では。（将来的にアジア会計基準的なものを作れば…。）
- ・今、商法に入らねば今後50年間（永久に）無理。
- ・公認会計士への自動資格付与問題とは別の問題。

漏れている部分もあるとは思いますが、概ねこれくらいではなかっただろうか。第三者機関の設置やアジア会計基準に関しては、思いもつかなかったことであるが、将来への新しい方向を伺える興味深いものであるとは思った。

税理士が会社の機関として商法の中に明記される、学生時分かどこかで商法を僅かでもかじったことのある方は、賛否は別として、きっと驚きを感じられ

ていることと思う。商法は民法の特別法であり、民法と並んで日本の法律を代表する私法であると言われる。しかしその法律の大きさがゆえに、おそらく要綱案が作成される過程において、我々の職業法である税理士法との関係が考慮されるようなことはなかったのではないだろうか。商法上の機関であるから、商法から考えればよいのであって、もし税理士法と矛盾する点があれば後追いで考えればよいとか、あくまでも任意なのだからやりたくなければやらなければよいとか、そう言った論法は間違いではないかもしれないが、それに終始するのはよくない。

日税連の回答の中に、そう感じさせるところもあったが、約6万7千人の税理士が受けられる制度として会計参与を考えるのであれば、是非もっと論理的で、説得力のある説明をされるべきではないだろうか。

現在に至るまで何十年もの長い間、税理士会と公認会計士協会、そしてその両者のバランスを図る法務省、といった三者関係が続いてきたとも言えるが、もし今回の会計参与制度が現実に法制化されるのであれば、決してこれが職域争いから生まれた妥協の産物であるとは思いたくない。

私は商法典に明記されるにふさわしいもっと崇高な目的をもった制度であると信じたい。

「株式会社及び有限会社の一体化 に関する諸問題について」

〔会社法（現代化関係）部会資料22〕に関する検討

ここでは株式会社の機関設計の4に提案された会計参与（仮称）のみの検討とし、詳細については不明である為、私の個人的あるいは法対策部会での疑問点の羅列に留まりますことをご了解ください。

(0) 会計参与の意義・機能

「…計算書類の虚偽記載や改ざんを抑止し、…記載の正確さに対する信頼を高める…」

・これはまず、会計監査人、監査役（監査役会）の機能として捉えるべきでは。

「…取締役・執行役の…説明の労力が軽減され、…経営に専念することができる…」

・説明の労力が軽減されるとは思えない。会計参与が説明できるのは、あくまでも結果として作成された計算書類の数字のレベルであり、取締役の経営判断にかかる数字の説明意義はあくまでも取締役にありと思われる。

(1) 会計参与の設置

・定款において機関設置するが、商業登記が必要か。

株主および債権者その他の利害関係者だけに明示すればよいのではとの考えもある。

・員数に制限はあるのか。一人という話もあるが、制限が必要か。

(2) 会計参与の資格・選任等

①資格

・会社との関係は委任関係か。
・法人が会社の機関になれるのか。(これまでは自然人＝個人)

・資格の可否（有無）関係を明確にするべき。

社員税理士、補助税理士に資格はあるのか。

②兼任禁止

（確認）商法第276条…監査役の兼任禁止規定

・会計参与と顧問税理士、またA社の会計参与と同業B社の会計参与の関係で競業・利益相反の問題は起こらないか。

③選任方法等

・辞任、解任は総会決議か。
・会計参与報酬は税理士報酬と別枠と考えるか。(ex. 給与所得と事業所得)
・報酬額は定款または総会決議か。
・任期は。

(3) 会計参与の職能等

①計算書類の作成

・計算書類作成の基準……税理士と会計士で違う基準を持つのか。(ex. 中小会社会計基準)

②株主総会における説明義務

・どこまでの説明義務を負うのか。(関連(0)意義・機能) ⇒真実性の問題まで負うのか。

③計算書類の保存

・5年間の根拠（現行法の時効には見当たらないのでは。）
・保存場所の確定（登記等）が必要か。

④計算書類の開示

・相手（株主および債権者であること）の確認。
・開示場所 (ex. 事務所) の確

定（登記等）が必要か。

- ・会計参与が単独で開示して問題ないか。

保存と併せて、改ざん抑止の効果を考慮したものとするれば、そこまでの想定をする必要があるのか。悪意の問題は責任の問題として処理すればよいのではないか。会社および支店以外での保存や開示は逆に悪用されるのではないか。（株主共同の利益阻害の問題）

- ・税理士法上の守秘義務との問題

⑤その他

- ・計算書類の作成等に関して、取締役、執行役、会計参与の中で何らかの意見対立がある場合はどうなるのか。（ex. 辞任、解任、反対意見の表明 → 責任との関係）

(4) 責任

（確認）商法第266条の3①…对第三者責任（不法行為責任）→悪意または重過失→立証責任は第三者→第三者に対して損害賠償責任

商法第266条の3②…对第三者責任（虚偽記載）→軽過失→立証責任（転換）は会計

参与（過失のないことの立証）→第三者に対して損害賠償責任

商法第266条 …对会社責任（代表訴訟）は債務不履行責任→相当（善管）注意義務違反→立証責任は会計参与（過失のないことの立証）→会社に対して損害賠償責任

- ・会計参与としての責任と税理士としての責任との関係はどうか。両方負うこともあるのか。
- ・取締役、執行役との共同責任の問題はどうか。
- ・对第三者責任は無制限か。
- ・代表訴訟は小会社の場合においてあまり考えられない（株式=会社）が、会計参与報酬が無報酬（税理士報酬のみ）の場合、責任免除・軽減はどうなるのか。
- ・やむを得ず決算を確定しなければならぬとき、計算書類等に関し、何らかの意見を表明しておくことによって、責任免除・軽減は可能か。

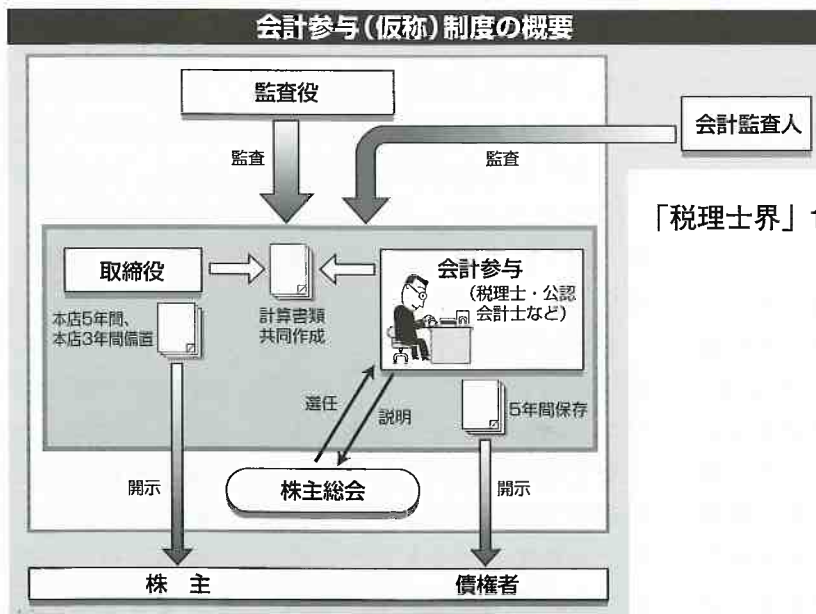
(5) その他

- ・独立した公正な立場（税理士法第1条）と会社内部の機関

との整合性の問題。

- ・税理士法による会計参与が機能しなければ、会社法中の税理士が形骸化してしまうのでは。
- ・税理士会からの顧問先会社内部機関への就任自粛の指導と整合性。
- ・責任等を考えると、実質的には会計監査人レベルの仕事量が必要ではないか。
- ・小会社の公告を任意とし、公告とセットで会計参与等の機関設計を考えられないか。
- ・試験科目に商法や会計基準が必要になるのでは。

以上、浅学な私の思いつくままの部分が大半なので参考になるかどうか。全青も御役御免に近い時期にこのような大きなテーマが出現し、本当に嬉しい？ 限りであった。最後に一言、以前から思っているのであるが、部会や勉強会で例えば商法を勉強するなら、せめて小さな六法だけでも持って来ること（私を含めて）。税理士が法律家と言うなら当然です。カッコだけでもつけましょう。



「税理士界」1197号より転載

電子申告実態報告

名古屋・岐阜青税のアンケート調査から

電子申告対策委員長 片山 泰宏



「自宅に居ながらにして申告や納税ができて便利です」そんなうたい文句の中、今年2月より名古屋国税局管内で電子申告がスタートしました。

昨年の秋より、税理士会を通じて電子証明書（ICカード）の取得が盛んに叫ばれていました。「とにかくICカードを取得してください」そんな言葉を何度耳にしたかわかりません。この呼び込みにやや疑問を感じながらも、私自身実際に電子申告を体験してみたいと思っていましたので、早急に準備を進めていきました。しかし、なかなか思うように情報が入ってこず、電子申告のソフトe-Tax自体はデモ版しか出回っていない中、ぶっつけ本番といった感じでした。さらに、日税連の電子認証局の構築作業が遅れ、実際に電子証明書が手元に届いたのは1月末、ぎりぎり確定申告に間に合うような状況でした。名古屋国税局管内の多くの税理士がこのような形で、電子申告を迎えたことと思います。

名古屋・岐阜に 特別委員会を設置

全国青年税理士連盟では、この電子申告に関して何らかの意見表明をすべきであるとして、電子申告対策委員会が設置されました。それを受けて、名古屋青年税理士連盟と岐阜青年税理士連盟では今年2月に電子申告特別委員会を設け、両連盟の会

員約600名を対象に所得税の確定申告明けにアンケート調査を実施しました。その結果、6割を超える会員からの回答があり、その回答結果を分析すると次のようなことが言えると思います。（詳しいアンケート結果は名古屋青年税理士連盟ホームページ<http://www.meiseizei.gr.jp/>に掲載されています）

■ ICカード取得 89%

■ 電子申告をした 18%

まず、回答数364名のうちICカードを取得した税理士は89%、そのうち「電子申告開始届出書」を提出した税理士は83%でした。これは「とにかくICカードを取得してください」との呼び込みの成果(?)なのでしょう。しかし問題はここからで、では実際に電子申告をしましたか?との問いに“電子申告しました!”と答えた税理士は67名でした。実に全体の18%です。さらにその67名の勇者も、67%にあたる45名が“自分の申告1件だけ電子申告をしました”との答えでした。

今回のアンケートの対象は、名古屋・岐阜両青年税理士連盟の会員です。ということは、第一線でバリバリ活躍している税理士に対してのアンケート結果です。パソコンやインターネットを十二分に使いこなしている税理士です。にもかかわらず惨憺たる結果がでたというのには何らかの原因があったのです。

アンケートの最後にフリーで電子申告に対する意見を書いてももらいました。その意見を総合して主な問題点を上げると次の3つになると思います。

まず第一に、利用時間の制限があることです。平日の午前9時から午後6時（所得税の確定申告期は平日の午前10時から午後9時）という制限付きの利用は、インターネットを十分に活用したシステムとは言いがたく、24時間利用可能にすべきだと思います。第二に、添付書類別送の問題です。特に所得税の確定申告は添付書類が多く、せっかく電子申告をしても添付書類を別送しては何の意味もないと思います。第三に、本人確認方法の問題です。税理士のICカードや納税者の公的個人認証カード（住基カード）の認証手続きや登録手続きが煩雑であるため、途中で断念した税理士も見受けられました。

■ 財務省・国税庁に意見書を提出

今回のアンケートは、電子申告のシステム上の問題点を探るアンケートでした。まずこれらのシステム上の問題点を早急に解決しなければ、電子申告の普及は難しいと思われます。全国青年税理士連盟は、このアンケート結果をもとに意見書を財務大臣、国税庁長官に提出しました。また、2、3の報道機関にアンケート結果を記事として取り上げていただきました。「自宅に居ながらにして申告や納税ができて便利です。」そんな電子申告にするためには、我々税理士が積極的に改善に向けて活動しなければならないと思います。それが青年税理士の使命の一つではないでしょうか。

全国青税連 ちば大会 のご案内

子供たちには楽しい夢を

私たちは税理士の新しい未来を！

ともに作るために集いましょう

2004年8月1日(日)東京ディズニーシー・ホテルミラコスタ

全国大会実行委員長 増田 勝彦

1994年の千葉幕張新都心の開催以来10年ぶりに千葉青税が担当して全国青税全国大会が千葉舞浜の地で開催されます。本年も例年のように3部構成で実施いたします。第1部の講演会では講演を2つ用意しております。その1では東京ディズニーリゾートの成功の秘密を語っていただき、その2では年金の未来について語っていただきます。第2部は全国大会の中心となる定時総会です。そして第3部はお楽しみの懇親会です。会場は東京ディズニーシーの中庭が見えるホテルミラコスタ。前日、当日の午前中と東京ディズニーランド、東京ディズニーシーでの遊びも兼ねて皆さまご家族連れでいらっしゃって下さい。

千葉青税の担当としては久しぶり、10年前のことを知っている会員はもうおじさん、おばさん？という中で若手が中心となり準備を進めております。主なメンバーとしては次のとおりです。

千葉大会実行委員

実行委員長 増田 勝彦
 参加申込 吉田 俊広
 会計 梶田 義孝
 当日受付 松崎 美和
 講演会 岩井 勇二
 定時総会 石井 文夫
 懇親会 本多 卯生
 二次会 西藤友美子
 来賓接待 加来眞名子

韓国来賓接待 桂 次郎
 観光案内 押田百々枝
 広報 田中 忠勝
 至らぬ面も多々あるとは思いますが現在頑張って準備を進めております。多数の皆さまのご参加をお待ちしております。
 以下順を追ってご紹介していきます。

第37回全国青税 ちば大会

- 東京ディズニーランド成功の秘密を聞いて商売繁盛！
- 年金に未来はあるのか？
- 全国青税執行部のバトンタッチはいかに行われるか？
- キャラクターグリーティングでミッキーもミニーも独り占め！

1. ちば大会スケジュール

8月1日(日)
 11:30 受付開始
 12:30 講演会「TDR(東京ディズニーリゾート)のサービス・ホスピタリティ(サービスの心得)」
 13:40 講演会「年金に未来はあるのか
 —公的年金と企業年金のゆくえ—」
 14:50 定時総会
 18:05 懇親会

2. 講演内容のご案内

(1)『TDRのサービスホスピタリティ』サービスの心得について
 柳瀬博太氏(前株オリエンタルランド 取締役 / 現株舞浜リゾートライン 代表取締役会長)

●95%のリピーター率
 TDRの入場者数は、今日まで日本の人口の約3倍の方が入場頂いた計算になります。



東京ディズニーシー・ホテル・ミラコスタ

リピーターとして繰り返し訪れて頂くゆえんをお話したいと思います。

●TDR成功の要因

大きく分けると3つの要因が当てはまると思います。

●TDRの商品とは？

触ったり、食べたり出来ないものが私達の商品です。我々独特の商品とは何かをお話致します。

●ディズニーの指針『4つの鍵』

全世界のディズニー共通の行動基準として、4つの鍵が有ります。

すべてのキャストがこの指針を基に、行動をしています。

以上が講演者の柳瀬氏から頂戴したレジュメです。門外不出のお話を聞かせていただけます！が、文字にすることができるのはここまでだそうです。後は会場でのお楽しみ！私たち税理士の仕事にもたくさん通じるお話が聞けると思います。お楽しみにしてして下さい。なお、くれぐれもTDRで遊びすぎて遅刻をなさいませぬようお願いいたします。

(2)『年金に未来はあるのか
一公的年金と企業年金のゆく
えー』

成蹊大学法科大学院教授
弁護士 森戸 英幸氏

政治家の国民年金未納・未加入問題で迷走する公的年金。積立不足問題や新会計基準導入で揺れる企業年金。超高齢化社会の到来を間近に控え、今後年金制度はどのような方向に向かっていこうとしているのか。

本講演では、公的年金制度及び企業年金制度の意義・現状・問題点、2004年年金改正の概要などを明らかにした上で、年金制度の将来について参加者の方々と一緒に考えてみたいと思います。

森戸 英幸(もりと・ひでゆき)
教授のプロフィールです。

成蹊大学法科大学院教授、弁護士(東京弁護士会)。1965年生まれ。東京大学法学部卒、同助手、同専任講師、成蹊大学法学部専任講師、同助教授、コロンビア大学法科大学院客員研究員、ハーバード大学法科大学院客員研究員、成蹊大学法学部教授を経て、2004年より現職。労働法・社会保障法専攻。これまでの主な研究テーマは、雇用における年齢差別、企業年金、テレワークなど。主な著書として、「企業年金の法と政策」(2003年、有斐閣)。

以上が講演者の森戸教授から頂戴したレジュメです。年金問

題は私たち税理士の仕事にも生活にも非常に関わっています。子供にも関わってくる大きな問題です。森戸教授からは短い時間の中で凝縮したお話をしていただけたと思います。こちらもお楽しみにしてして下さい。

3. 定時総会

高谷執行部のこの1年間の活動報告をしていただき、新執行部の門出を皆で期待し祝いたいと思います。全国青税会員の生の声を発し聞ける良い機会です。多数の会員のご出席をお待ちしております。

4. 懇親会

(1) キャラクターグリーティング
懇親会の開始より20分間をディズニーキャラクターとのふれあいの時間といたします。ミッキーやミニーに会えるよ！この20分間は私たち全国青税の会員参加者のためだけに来てもらえるよ！独占だよ！お子様連れの皆さまもご一緒に楽しんでいてね！

なお、ちょっとお願い。懇親会場への入場は、大会参加申込をされた方のみとさせていただきますのでお願いいたします。

また、キャラクターグリーティングの間は飲酒、喫煙はできませんのでご了承下さい。

(2) マンドリンの演奏

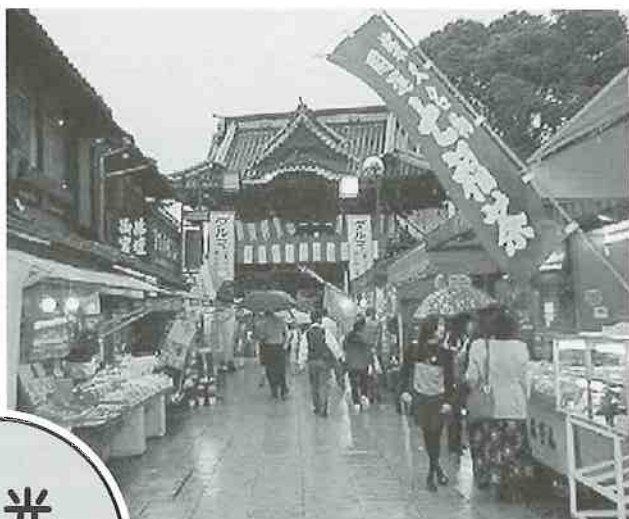
会員間の懇談を盛り上げる演奏を地元のマンドリンクラブの皆様をお願いしております。ご堪能していただけたと思います。

(3) 全国の仲間と歓談

出身青税の皆さまと、そして全国の青税仲間との再会をお楽しみ下さい。



葛西臨海公園



柴又帝釈天

観光 スポット



九十九里浜



イルカウォッチング

5. 観光案内

全国大会のお供に周辺の人気スポットのうち特選したものをここにご紹介いたします。是非お時間のある方は足をお運び下さい。

- (1) 東京ディズニーランド：7つのテーマランドと多彩なエンターテイメント。永遠に成長し続ける、夢と魔法の王国。
- (2) 東京ディズニーシー：冒険とイマジネーションの海へ。ディズニー初の「海」をテーマにしたテーマパーク。
- (3) 葛西臨海公園：地上117mの眺望！大観覧車に乗って地上117mの上空から周囲を見渡すと、東京ディズニーリゾート、レインボーブリッジ、

アクアラインの海ほたる、都庁、東京タワー、房総半島から富士山に至るまで関東の有名観光名所を一望でき、約17分の空中散歩を楽しんでいただけます。公園内には水族園、鳥類園などもありウォーターフロントの人気スポットになっています。

- (4) 東京湾アクアライン、海ほたる：海ほたるは、全長約650m、全副約100mの長方形をした5階建ての海上休憩施設。屋外デッキからは、360度の大自然が楽しめます。
- (5) 矢切の渡し：伊藤左千夫の名作「野菊の墓」で知られる江戸川下流の渡場。「日本の

音風景100選」にも選ばれています。

- (6) 柴又帝釈天：誰でも知っている、あの「男はつらいよ」の車寅次郎が産湯につかったのがここ、柴又帝釈天です。渥美清さんが亡くなってから訪れる人もより多くなっています。
- (7) 九十九里浜：飯岡町の刑部岬から岬町の太東岬までの間、約66kmの海岸線です。なだらかな弧を描き、白浜の浜が続く美しい海岸で、マリンスポーツも盛んです。
- (8) イルカウォッチング：銚子の沖合いで野生のイルカを見ることができます。

「小笠原サポートグループ」 に参加して



東京青税渋谷部会 池田 充

1月31日（土）から2月5日（木）にかけて「第6回小笠原法律サポート専門家グループ」による法律相談会に参加いたしました。

参加者は、弁護士2名、司法書士5名、税理士4名、公証人2名、大学講師1名、家族参加者1名の計15名でした。

小笠原へは片道25時間半の船旅です。午前10時に竹芝棧橋を出て、船内で参加者の自己紹介と前回の相談会からの継続事項などについての打合せをしました。

船内では、食事以外には特にやることも無く、前日深夜まで仕事に追われていた人（徹夜明

けも含む）がほとんどのため、みんな熟睡モードに浸っていましたが、中には揺れる船内でパソコンを打つ猛者もいました。（驚）

往路は揺れも少なく船旅自体が初体験だった私も非常に快適でした（船内でトランプなどをする余裕もありました）が、復路は低気圧の影響か、かなりの揺れで（正直船酔いは辛かった）私は、ほとんど寝ていました。

今回は父島班、母島班に分かれ法律相談及び法律教室（遺言の書き方）を行いました。相談件数は、父島と母島合わせて31件でした。

他の士業の方と一緒に言う法

律相談は、いつも支部関連の仕事で行っている税務相談などとは異なり、いろいろと勉強になります。

さて、今回初参加の小笠原の感想といえば、まさに「わあ〜〜んだふる」の一言です。温暖な自然環境の素晴らしさはもちろんですが、それだけではない人々の温かさの様なものが感じられます。帰りの船の出航の際に島中の人々が見送ってくれる場面には、本当に感激いたしました。

この時期の参加は、税理士にとっては確定申告時期と重なり厳しいですし、船酔いも辛かったのですが、いざ船に乗ってしまったら仕事の事も忘れられるし、船酔いも私にとっては、酒に酔ったの二日酔いの方が辛い気がしました。（笑）

今は、次の小笠原訪問を楽しみに仕事をしている感じです。

8月1日の全国青税ちば大会に 大挙して参加しましょう！

——大会の詳細はP.13~15——

あとかき

広報部の役職を仰せつかったから約1年、早いもので担当としての最後の発行となりました。全青の会員の皆様には、お忙しいなか原稿依頼を快く引き受けていただき、ありがとうございました。この紙面をお借りして御礼申し上げます。

会社法制の現代化に伴い、6月に入って急速「会計参与（仮称）」という制度が浮上しました。これまで議論されたことのないスキームであったため、全青の会員からもいくつかの疑問点が指摘され、高谷会長をはじめ理事の皆さんが、限られた時間と情報のなかで制度について勉強し、意見を出し合いました。制度の詳細はまだ分かりません

が、広報誌発行の期限が迫るなか、議論の内容を盛り込むことができました。商法対策委員長には、タイトなスケジュールにも関わらず原稿をまとめていただき、感謝しております。

今回の広報誌は、またもや青税の仲間に助けられながら無事皆様のお手許にお届けすることができました。（Y.S）